

久喜市建築計画概要書等閲覧規程の一部を改正する訓令

久喜市建築計画概要書等閲覧規程（平成22年久喜市訓令第43号）の一部を次のように改正する。

第3条中「午前8時30分」を「午前8時45分」に、「午後5時15分」を「午後4時30分」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年7月7日から施行する。